破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１８０号
富山市新名40番地17
破産者　トヤマ理化こと　**臧**　　哲則
1　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
2　一般調査期日　平成24年５月29日午後２時
平成24年３月27日　　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２６号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目50番２―103号
破産者　加山正治郎
1　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
2　一般調査期日　平成24年６月28日午後１時30分
平成24年３月29日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
大分県杵築市大字片野385番地３
破産者　酒井　幸子
1　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
2　一般調査期日　平成24年６月５日午前10時10分
平成24年３月30日
大分地方裁判所杵築支部破産係

債権者集会招集

平成１６年（フ）第３３号
愛知県豊橋市忠興２丁目15番地16、破産決定時の住所愛知県豊橋市駅前大通３丁目５番地
破産者　織間　公男
1　期日　平成24年７月２日午前10時15分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成24年３月29日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成１７年（フ）第１０７３号
盛岡市中央通１丁目12番７号
破産者　Ｉ．Ｔ．Ｍフォレックス株式会社
1　期日　平成24年６月27日午後１時30分
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年３月28日
盛岡地方裁判所第２民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第３７号
山口県萩市大字江向32番地
破産者　田中　和也
異議申述期間　平成24年５月１日まで
平成24年３月28日　　山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２０８号
山口県萩市大字土原112番地１
破産者　岩根美惠子
異議申述期間　平成24年５月７日まで
平成24年３月30日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐115番地１、開始決定時の住所熊本県荒尾市荒尾920番地５
破産者　久保　　久
異議申述期間　平成24年５月30日まで
平成24年３月30日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１４号
宮崎県串間市大字西方3639番地１
破産者　田中　勝男
異議申述期間　平成24年５月30日まで
平成24年３月30日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０１４号
東京都渋谷区笹塚１丁目９番10号
清算株式会社　株式会社田中水力機械製作所
代表清算人　田中　幸太
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２号
岐阜県多治見市窯町32番地
清算株式会社　株式会社北政商店
代表清算人　加藤　真央
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（ヒ）第３号
宮崎市波島１丁目１番53号
清算株式会社　株式会社オカザキ食品
代表清算人　岡﨑　芳次
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０３２号
東京都千代田区丸の内１丁目７番12号サピアタワー14階
清算株式会社　株式会社宮津製作所
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０３３号
東京都港区新橋２丁目９番16号
清算株式会社　株式会社ＳＫＫ
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０８５号
東京都港区赤坂３丁目５番２号
清算株式会社　株式会社日東あられ新社
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第２号
栃木県小山市城東１丁目８番29号松栄ビル３階
更生会社　雄大産業株式会社
管財人　腰**塚**　和男
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第３号
栃木県小山市城東１丁目８番29号松栄ビル３階
更生会社　ワイ・エス・コーポレーション株式会社
管財人　腰**塚**　和男
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第５３号
東京都大田区西馬込２丁目31番５号
再生債務者　大同交通株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２―４―１丸ビル12階1201区　卓照綜合法律事務所　弁護士　笹浪　恒弘
平成24年３月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５４号
東京都葛飾区金町３丁目45番２号
再生債務者　松橋　稔侑
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区西新橋１―20―３　虎ノ門法曹ビル608　山下・下田法律事務所　弁護士　下田　　久
平成24年３月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５５号
東京都江戸川区北小岩５丁目１番12号
再生債務者　仲條　裕己
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区赤坂２丁目11―３　福田ビルウエスト３階　片山・田中法律事務所　弁護士　片山　卓朗
平成24年３月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
三重県四日市市松寺３丁目７番４号
再生債務者　株式会社エヌクリプト
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年６月25日から平成24年７月９日まで
津地方裁判所四日市支部